

東かがわ市地域公共交通活性化協議会公開要領

- 1 この要領は、東かがわ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 協議会の公開は、協議会の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。ただし、会長が協議会を傍聴することが不相当であると認める者は、傍聴することができない。
- 3 傍聴人の定員は、10人の先着順とする。ただし、多数の傍聴希望者があると予想される場合は、会長の判断により定員を増加することができる。
- 4 傍聴の申込みの受付は、原則として、協議会の当日、会場受付で協議会開始の30分前から開始し、先着順で傍聴定員に達したときに終了する。ただし、協議会開始時刻までに傍聴定員に達しない場合は、協議会開始時刻をもって終了する。
- 5 傍聴人に対しては、傍聴定員に対応する傍聴席を設け、原則として会議資料と同じ資料を用意する。また、報道機関の取材活動についても、会場に記者席、会議資料を用意するなど、十分配慮する。
- 6 傍聴要領を定めた上で、会議の秩序維持に努める。
- 7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和元年8月16日から施行する。